

一般社団法人国際全身咬合アカデミー定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人国際全身咬合アカデミーと称し、英文表記を International Academy of Occlusion and Health、略称を IAOH とする。

(目的)

第 2 条 本法人は、歯科診療における咬合が全身の健康の維持と増進に寄与することを究明すると共に、関連する知識の交換、会員相互及び内外の研究者、医療従事者との連携、協力等を行うことにより、咬合学の進展、普及を図り、国民の健康、医療、福祉の向上に貢献することを目的として、次の事業を行う。

- 1 インターネットを活用した各種情報公開、交流の提供に関する事業
- 2 咬合問診票、統計算出アプリの無料提供に関する事業
- 3 咬合と全身の健康の維持増進に関する認定医及びそれに相当する資格者の養成並びに認定に関する事業
- 4 研究の奨励及び研究業績の表彰に関する事業
- 5 国内外の関連団体、公的機関、学術団体等との連絡、協力、支援、調整、連携及び交流に関する事業
- 6 各種情報の提供に関する事業
- 7 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第 3 条 本法人は、神奈川県逗子市に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第 4 条 本法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載して行う。

第 2 章 会 員

(入会及び会員区分)

第 5 条 本法人の会員は 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した歯科医師、医師及びその他理事会で認めた者
- (2) 準会員 本法人の目的に賛同する各種医療スタッフや学生等及びその他理事会で認めた者
- (3) 法人会員 本法人の目的に賛同する法人または団体で、本法人の事業の遂行に積極的に協力・支援する意志を表明した者
- (4) 名誉会員 本法人の活動に多大の貢献を果たし、理事会の推薦により、社員総会の承認を得た者

2 本法人の会員となるには、本法人が別に定めるところにより本法人の理事長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は社員総会の定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は社員総会において定める。

3 第1項及び第2項の規定は、名誉会員には適用しない。

4 納付した入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、本法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる数をもって行われる決議に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款、規則又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 社員総会

(社員総会の招集時期)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

(社員総会の招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の理事が招集する。

3 社員総会の招集通知は、社員総会の日前の1週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。ただし、招集通知は書面で行うことを要しない。

(社員総会の議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第 15 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第 16 条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。
3 前項の議事録は、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(役員の数)

第 18 条 本法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 3 名以上 40 名以内
(2) 監事 2 名以内
2 理事のうち、1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする。
3 理事長、副理事長以外の理事のうち若干名を専務理事とすることができる。
4 理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
3 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の制限)

第 20 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
(1) 当該理事の配偶者
(2) 当該理事の三親等以内の親族
(3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
(4) 当該理事の使用人
(5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
(6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(役員任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
3 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

- 第 22 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副理事長は理事長を補佐する。
 - 3 副理事長及び専務理事は、本法人の業務を執行する。
 - 4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指示した順でその職務を代行する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員解任)

- 第 24 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 25 条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

- 第 26 条 本法人は、理事会を置く。

(構成)

- 第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 28 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

- 第 29 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

(理事会の議長)

- 第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記

録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 32 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第6章 基金

（基金を引き受ける者の募集）

第 33 条 本法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の拠出者の権利）

第 34 条 拠出された基金は、本法人の解散のときまでこれを返還しない。

（基金の返還の手続）

第 35 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第 36 条 本法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

（剰余金の分配の禁止）

第 37 条 本法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

（残余財産の帰属）

第 38 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

（設置等）

第 39 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会が選任する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議に基づき別に定める。